

滋賀県知事
三日月 大造 殿

平成30年 9月7日

公益社団法人滋賀県看護協会 会長 廣原 恵子

平成31年度予算編成等に関する要望書

滋賀県保健医療計画に基づき地域医療構想を踏まえ実効性のある地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療機関、在宅医療、介護施設等、地域のあらゆる場所での質の高い看護職の確保定着が重要です。看護職は、多職種と連携を強化しつつ、地域の人々の健康づくり等保健福祉の向上に、医療においては、急性期医療から在宅医療までのそれぞれの場で「医療」と「生活の質」の視点を持って、タイムリーに的確な看護を提供し、県民の健康な生活の実現に役割を發揮しています。

少子超高齢化の中、看護の対象者の健康問題は、複雑かつ多様化しており、あらゆる場での看護職の質の確保、訪問看護提供体制の強化、安心して働き続けられる環境整備等が喫緊の課題です。つきましては、以下の点を優先度の高い課題として具体的な取り組みを推進して頂きたく強く要望致します。

重点要望事項

1. 保健医療計画に基づく県内就業看護職員の養成と確保の推進
2. 医療勤務環境改善の取り組み強化への支援
3. 特定行為研修修了看護職の計画的な育成推進
4. 訪問看護ステーション・診療所・介護施設等の看護職の看護実践能力向上に向けた支援

要望1 保健医療計画に基づく県内就業看護職員の養成と確保の推進

1. 県立大学人間看護学部と滋賀医科大学医学部看護学科の1学年定員と県内学生の推薦定員の増加を推進されたい。
2. 保健医療計画に基づく県内看護職の養成と確保定着のために、基礎教育機関と看護管理者との協議の場を設置されたい。
3. 地域包括ケア時代における県保健師の人材確保及び適正配置を図られたい。
4. 安全・安心な看護を提供するため、准看護師養成の早期停止又は3年課程への移行を推進されたい。

1. 30年度より、県内の看護専門学校3年課程の10校の内2校（定員80名）が入学生募集停止となり、3年課程の1学年定員480名が400名と減少し、県内3大学と看護専門学校2年課程の定員合わせて650名となります。一方、本年4月の県内57病院の新卒看護職就業者は、674名で昨年（29年度643名）よりも31名多くなっています。そのうち県外看護師等養成所の卒業者は177名で、年々増加傾向にあり、県内の地域医療や在宅ケアを支える看護職確保は、約26%を県外養成所に頼っている状況です。今後、看護学校2校の閉校により、看護師確保は、益々厳しくなると予想されます。28年度に実施した県内の高校の進路調査からは、看護系大学の県外進学者が県内進学者より16%多いことや年々看護系大学への進学希望者が増えていることより、県立大学人間看護学部（定員70名）と滋賀医科大学医学部看護学科（60名）の1学年定員と県内学生の推薦定員増加の検討を要望します。

2. 厚生労働省では、7年ぶりに看護基礎教育検討会が設置され、看護職の基礎教育のあり方について検討が開始されています。滋賀県看護協会においても、看護専門学校と准看護師養成所の看護管理者を対象に調査を実施し会議を持った結果、教務主任や専任教員・実習指導教員の確保育成、実習施設の確保や指導体制に関して様々な課題があることが明らかになりました。

また、29年度滋賀県57病院の新卒看護師の離職率も過去にない10.0%（63人）という結果の詳細要因の調査をした結果、急性期看護のテンポについていけない等様々な要因が見えてきました。このことより、基礎教育と卒後教育の連動と課題の共有が益々重要と考えます。滋賀県保健医療計画の「2025年に向けた地域医療構想と整合のある看護職員配置の推計を行い、目標値を明らかにする」を達成していくためにも、地域包括ケアシステムを推進し県内圏域の地域特性に合わせた看護職確保や配置を検討する上でも、県内の看護師等養成の教育機関と実習や就業する施設の看護管理者との協議の場の設置を要望します。

3. 核家族化の進行や経済格差に伴う健康格差、人間関係の希薄化等に伴う地域の子育て力の低下等は、虐待事例の増加・深刻化を招くなど、重大な事態を引き起こし、児童相談所の体制強化として、保健師の配置の推進等を含め、児童虐待防止緊急総合対策等も、国から打ち出されたところです。都道府県保健師には、広域的視点から、地域の健康課題を分析・評価し、地域医療構想の実現を図ると共に、医療と保健・福祉をつなぎ、県内各市町村の特性に応じた地域包括ケア体制の支援していく重要な役割があります。加えて、大規模災害発生時における広域調整や平時からの健康危機管理等、保健師の配置を必要とする重要な領域、部署は、ますます拡大してきています。しかし、本県においては、県保健師一人当たりの担当人数22,807人で、都道府県別にみると37位という状況です。県民に効果的かつ質の高い保健サービスを提供するため、中長期的な視点に立った人員配置計画を策定し、保健師の人材確保および適正な配置の実現が図られるよう強く要望します。
4. 滋賀県内の准看護師養成所2校の定員は、45名中43～44名でそのうち県外からの入学者は10名前後（30年度は11名）であり、29年度卒業者は36名でうち県内就職は20名、進学者は12名という状況です。また、県内の看護学校2年課程への入学者は、昨年が10名、今年は13名という状況で准看護師の進学者も減少しています。病院における新卒准看護師の採用状況も、28年度25名、29年度24名、30年度は21名と年々減少してきています。一方、新卒准看護師の離職率は、平成28年度は、8.7%（25名採用2名退職）から、29年度21.3%（26名採用5名）と高くなってきています。
- 准看護師制度は、昭和26年に看護師確保の暫定的制度として、中学校卒業を要件に看護師を補助するものとして都道府県知事免許として発足し67年が経過し、教育内容や時間数共に、現在求められる看護職の役割を果たすためには不足していると考えられます。滋賀県における准看護師養成の早期停止又は3年課程への移行への推進を要望します。

要望2 医療勤務環境改善の取り組み強化への支援

1. 医療勤務環境改善の取組みが促進されるように、社会保険労務士を医療圏域毎に確保し、アドバイス等の支援を得やすい環境の整備をされたい。

1. 本会では、看護職員の働き続けられる環境づくり推進事業として、平成23年度から看護職のワークライフバランス推進事業を進めてきました。参加した施設においては、その効果が現われているという報告も受けています。
- 平成26年には改正医療法に基づき、医師や看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るために、各都道府県に医療勤務環境改善支援センター（滋賀県は病院協会に委託）が設置されました。
- 本会では、現在、医療勤務環境改善支援センターの協力を得て、社会保険労務士による研修会や社会保険労務士と共に医療機関への訪問アドバイス事業も行っています。訪問先の施設によっては、看護職だけでなく多職種が連携して取り組む施設もありますが、組織全体への拡大には至っていません。
- 本会が、6月に57病院を対象に行った調査結果からは、医療勤務環境改善支援センターへの支援依頼は講演依頼等が3件という結果であり、支援事業も活発とは言えない現状です。
- 今後は、各医療機関が組織を挙げて、勤務環境改善に向け自主的な取組みを行うことを支援するためには、医療勤務環境改善支援センターとの協力連携が益々重要であると考えています。
- 各医療機関の勤務環境改善への取組みが促進され離職防止や働き続けられる環境整備のためには、今年3月に厚生労働省から公表された「医療勤務環境改善支援センターの運営にあたっての手引き」を活用のもと事業展開を期待します。その事業の一端として、登録されている社会保険労務士を医療圏域毎に確保し、医療機関における勤務環境改善がより一層進むよう、実効性のある支援を要望します。

要望3 特定行為研修修了看護師の計画的な育成推進

1. 特定行為研修制度に関する周知促進や各医療圏域の特性に応じた計画的な受講推進のための体制整備を講じられたい。
2. 訪問看護ステーション、介護施設等に勤務する看護師の受講が促進されるよう、財政的な支援を検討されたい。

1. 特定行為研修修了看護師は、平成29年12月現在で全国で738名、滋賀県では、11名（日本看護協会研修センター修了2名、滋賀医大特定行為研修センター修了9名）と聞いています。特定行為研修制度に関する周知促進については、圏域ごとの地域医療構想実現に向けた施策にも「医療・介護従事者の確保養成の項目の中に特定行為看護師研修制度の支援」と明記されている圏域もあります。修了者11名の所属施設の圏域状況をみると、大津医療圏域5名・湖南医療圏域2名・湖東医療圏域2名、湖北医療圏域1名（1名は施設名非公開）の状況で、今年度の滋賀医大研修センターの受講生も11名中4名が県内受講者と少ない状況です。県内の地域医療の特性に応じた計画的な受講が進められるよう、関係者等による協議の場を設け、県内施設の受講ニーズ調査の実施および進捗状況を公開をされるなど、体制整備を図られることを要望します。
2. 県内の修了者の内、訪問看護ステーションに勤務する者は、1名である。訪問看護ステーションや介護施設の看護師は、人数や業務量、経費の点からも研修受講が難しい現状です。この領域からの特定行為研修受講の代替職員を雇用する際に必要な財政的な支援を要望します。

要望4 地域包括ケアシステム推進のための訪問看護ステーション・診療所・介護施設等の看護職の看護実践能力向上に向けた支援

1. 訪問看護ステーションの看護実践能力向上に向けて、多くの認定看護師や専門看護師を有する病院から訪問看護ステーションへの出向に伴う財政的な支援をされたい。
2. 診療所看護職の看護実践能力向上に向けて支援をされたい。
3. 介護福祉施設看護職の看護実践能力向上に向けて支援をされたい。

1. 診療報酬改定により、急性期病院においては平均在院日数が益々短縮され、医療依存度の高い患者や在宅看取りを希望される患者や精神疾患等専門的なケアを必要とする在宅療養患者が増加してきています。研究会や事例検討会等を行い、訪問看護の実践力向上の支援を行っていますが、更に実践力の向上のために、多くの認定看護師や専門看護師を有する病院より、それらの資格を持った看護師が出向できるよう、出向に伴う財政的な支援を要望致します。
2. 診療所で働く看護職は、28年衛生行政報告例によると2,167名で全看護職の14.3%を占めますが、非常勤や短時間勤務者も多く、その実態が把握できていない現状です。そのため、30年度は、本会において、医療圏域代表による診療所看護師ネットワーク会議を持ち、実態調査をする予定です。今後、地域包括ケアシステムの要となり、医師と共に在宅医療を支える診療所看護師の看護実践力向上は重要です。30年度は、日本看護協会モデル事業に参加し事業補助を受け事業を実施しますが、31年度は医療圏域で診療所看護職対象の研究会が開催できるよう支援を要望します。

3. 介護福祉施設で働く看護職も、28年衛生行政報告例によると2,101名で全看護職の13.8%を占めます。介護福祉施設で働く看護職の多くは、感染管理や看取り、痰吸引や褥創処置等に関する業務で、ケアの質に関わる指導的な役割を果たしています。この分野で働く看護職は看護協会の非会員も多いですが、30年度は、本会において診療所看護職と同様に、日本看護協会モデル事業補助を受け、関係者によるネットワーク会議や実態把握のための聞き取り調査を実施します。31年度は、医療圏域で研修会開催やアドバイス事業ができるよう支援を要望します